

## 石井町中央公民館図書室の図書等の寄贈に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、石井町中央公民館図書室及び石井町移動図書館車に寄贈の申出があった図書等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (図書等の受入れの基本方針)

第2条 図書等の受入れにあたっては石井町中央公民館図書室の資料収集方針に照らし合わせ、石井町中央公民館図書室（以下「図書室」という。）及び石井町教育委員会の協議をもって受入れを決定する。

2 次の各号に掲げる事項に該当する図書等は寄贈を受け付けない。

- (1) 石井町の図書室に既に同じ本がある図書
- (2) 寄贈しようとする年から起算して、最新の版次又は刷次の発行日・刊行日から3年以上経過している図書
- (3) 落書きや書き込みのある図書及び書き込みを目的とした未使用の図書
- (4) 汚損や破損の著しい図書及び切り抜き・組立てを目的とした未使用の図書
- (5) 雑誌・ムック・個人製本等製本形態が著しく耐久性にかけける図書
- (6) ISBNコードのない個人製本
- (7) シリーズ・叢書等のセット物（完結・未完を問わず）
- (8) CD・DVD・VHS等の視聴覚資料（本体書籍付属品・付録を含む）
- (9) 教科書・参考書・試験問題集等の専門図書
- (10) 漫画本（学習漫画を除く）
- (11) 特定の個人・団体等の宣伝を目的として作成された図書
- (12) その他図書室の資料収集方針にそぐわないもの

3 前項各号に含まれない図書等については図書室で個別に協議し、受入れ判断を行う。ただし、受入れ判断の結果及び理由について、図書等を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）への連絡は行わないものとする。

### (申請)

第3条 寄贈者は、図書室へ事前に電話等で寄贈の申請を行いたい旨を申し出る。

2 寄贈者は、寄贈しようとする図書等が、前条第2項に該当しないことを確認し、「石井町中央公民館図書室寄贈申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、寄贈しようとする図書等とともに図書室へ提出する。

### (図書等の持込みについて)

第4条 図書等の持込みは、寄贈者が直接持参もしくは郵送によって行う。

2 郵送によって持込みを行う場合、送料等は寄贈者が負担する。

- 3 送料着払いで送付された場合、図書室は受取を拒否することができる。
- 4 寄贈の意思が確認できない場合は、遺留物として取り扱い、一定期間経過後の当該図書等の取扱いについては、石井町教育委員会との協議により決定する。

(寄贈後の資料の取扱い)

第5条 寄贈者は、第3条第2項に定める申請書を提出した時点で、寄贈後の図書等の取扱いについて、次の各項に掲げる事項に同意したものとする。また、第4項について、廃棄処分されることを前提として第2条第2項に該当する図書等が持ち込まれた場合、図書室はこれを受取拒否することができる。

- 2 寄贈者は、寄贈後の図書等の取扱いについて、図書室に一任するものとする。
- 3 図書室は、寄贈を受けた図書等の返却は行わない。
- 4 協議の結果、図書室の蔵書として受け入れしないことが決定した図書等は、読書週間行事等での無償配布、又は廃棄処分を行う。
- 5 受入れ図書の管理運用や配架場所・時期及び不要決定処分等については図書室の資料管理方針に基づいて保存・整理を行う。
- 6 寄贈者への受領書・礼状等の発行は行わない。
- 7 図書等への寄贈者名の押印等は行わない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年12月8日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日以降、第2条第2項各号に規定する受入れ対象外図書等に含まれない図書等であっても、5冊以上の一括寄贈及びシリーズ作の寄贈は、当面の間、寄贈を受け付けないものとする。

第3条 第2条第2項第5号に定める雑誌について、雑誌等スポンサー制度において契約を結んでいる雑誌については別途雑誌等スポンサー制度募集要項で定める。

- 2 一般の寄贈者において、施行日以前から雑誌又はシリーズ作の寄贈を毎巻号欠かさず行っている者については、該当作の完結又は該当寄贈者が寄贈の停止を申し出るまで、当面の間これを継続して受け入れるものとする。



(様式第 1 号裏面)

3. 資料詳細リスト

No.	題名	著者	発刊年月日
記入例	乱歩と千畝	青柳 碧人	2025年5月14日
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日

**【問合せ先】**

〒779-3233

徳島県名西郡石井町石井字石井480-1

石井町中央公民館図書室

TEL : 088-678-5822

## 石井町中央公民館図書室寄贈申請書

令和 7年 12月 8日

石井町中央公民館館長 様

〒779-3233

住 所 徳島県名西郡石井町石井字石井 480-1

ふりがな いい

氏 名 石井 ふじっこ

連絡先 (088)678-5822

『石井町中央公民館図書室図書等の寄贈に関する要綱』に同意し次の図書を寄贈します。  
寄贈した図書の取扱いについては、石井町中央公民館図書室に一任いたします。

### 1. 図書名及び数量

【マスカレード・ライフ】 含め 2冊

### 2. 内訳(詳細は裏面リストに記入)

絵 本	児 童 書	図 鑑	そ の 他	合 計
1冊	冊	冊	1冊	冊

※ ご記入いただいた個人情報は寄贈資料の管理以外の目的には使用しません。

#### \* 留意事項 \*

- 郵送で持ち込まれる場合、送料は寄贈者の発払い・自己負担となります。
- ご寄贈いただいた図書は受入れの可否に関わらず返却しません。
- 寄贈の図書の取扱いは図書室に一任するものとさせていただきます。
- 受入れ判断の結果、受け入れできない図書は、行事等で無償配布又は廃棄処分とします。
- 受入れ判断の結果及び理由について、個別の連絡は行いません。

(様式第 1 号裏面)

記入例

3. 資料詳細リスト

No.	題名	著者	発刊年月日
記入例	乱歩と千畝	青柳 碧人	2025年5月14日
1	マスカレード・ライフ	東野 圭吾	2025年7月30日
2	うみ	ピレット ラウド // 作	令和5年1月
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日

【問合せ先】

〒779-3233

徳島県名西郡石井町石井字石井480-1

石井町中央公民館図書室

TEL : 088-678-5822